

5 用語解説

<p>家族経営協定</p>	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において、家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り組めたものです。</p>
<p>クオータ制</p>	<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。</p>
<p>ジェンダー</p>	<p>「社会的・文化的に形成された性別のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
<p>セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）</p>	<p>「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意志に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」（男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題との対策」）。「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」（人事院規則 10-10）と定義しています。</p>
<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション）</p>	<p>様々な分野において、活動に参加する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することです。</p>
<p>男女共同参画社会</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。</p>
<p>男女共同参画社会基本法</p>	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78</p>

	号として、公布、施行されました。
男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けています。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命または身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律、平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）と定義しています。
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

内閣府男女共同参画局ホームページから 男女共同参画とは用語集から抜粋

参加と参画	「参加」は仲間に加わるということで、「参画」は単に参加しているだけでなく、積極的、主体的に参加するという意味でとらえられています。狭い意味では、企画や決定にかかわり、意見を反映させていくという意味もあります。
エンパワーメント	「力をつける」という意味で、女性が政治的、経済的、社会的に自己決定力を身につけて力を持った存在となることをいいます。1995年に北京で開催された第4回世界女性会議での主要議題でもあります。
ワークライフバランス（仕事と生活の調和）	誰もが、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に添った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいいます。
一般会議	町政の諸課題に柔軟に対応するため、町民団体等と議会が自由に情報及び意見を交換することができる場。